

宮崎地賃審発第7号
令和3年8月26日

宮崎労働局長
田中 大介 殿

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子



特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月27日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記1及び2の最低賃金については改正決定することを必要と認めるとの結論に達し、下記3及び4の最低賃金については改正決定する必要がないとの結論に達したので答申する。

記

- 1 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金
- 3 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
- 4 宮崎県各種商品小売業最低賃金